

静情審第17号

平成19年7月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年9月14日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第146号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち、次の部分は開示すべきである。

- (1) 事故調査委員会に係る公文書のうち、日時、場所並びに出席者の職及び氏名(委員以外の出席者を除く。)
- (2) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書のうち、別表1に掲げる部分

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成17年5月6日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成13年1月1日から平成16年12月末日までの間に作成された静岡県立こども病院における医療事故に関する一切の書類の開示を請求し、平成17年5月9日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、当該開示請求に対応する公文書として、別表2の公文書(以下「本件公文書」という。)及びその他3件の公文書(以下「その他公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成17年5月18日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成17年6月22日、実施機関は、本件公文書には、条例第7条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる情報が記録されているとの理由で、条例第11条第2項に基づき開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)をし、異議申立人に通知した。
また、同日、その他公文書について、部分開示決定をし、異議申立人に通知した。
- (5) 平成17年8月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成17年8月11日、実施機関はこれを受け付けた。
なお、部分開示決定については、異議申立ては行われていない。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の住所、氏名を伏せれば特定の個人を識別することは不可能である。性別、年齢が分かっても、個人が特定されるわけではない。何の手術が行われたかさえ開示されていないが、手術名が明らかにされても、個人が特定されることにはならない。手術の概要(手術の方法、手術の年、死亡の年)が開示されても、個人が特定されることにはならない。

- (2) 静岡県では、事故が起きても事故の概要すら公表しない。これでは、事故があったことすら全部隠し通せる。県が管理する遊具等の物品で死亡事故があれば、概要は公表するはずだ。概要すら公表しないということは、条例第7条第2号を大義名分にして、事故を隠していることは明らかである。
- (3) 事故が何科に多いのか、術後管理に多いのか、診断誤りによるものかわからない。事後的な検討が行われたり、改善が図られたのかわからない。
- (4) 医療事故の発生を防止し、改善するには、なぜ、どのような状況において医療事故が発生したのか、これに対して行政がどのように対応し、再発防止策がいかにとられたのか、またとられていないのか等を個別に検証することが必要不可欠である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 民事調停に係る公文書

個人のプライバシー保護の観点から、民事調停法第22条、非訟事件手続法第13条により調停手続の非開示が定められ、民事調停規則第23条により当事者及び利害関係人にのみ調停記録の閲覧が認められている。よって、調停手続き及びその記録は非開示情報に該当する。

また、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、診療内容等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがあることから非開示情報に該当する。

(2) 両親との面談結果に係る公文書

病院と患者の両親との交渉の記録であり、個人を識別しうる住所、氏名のほか、家庭内の事情は、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがあることから非開示情報に該当する。

(3) 事故調査委員会に係る公文書

事故調査委員会は、該当事案について事実経過の把握、原因分析、その対応策、今後の対応策等について率直な意見交換及び意思決定を行うために開催されるものであり、公にすることにより自由かつ率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

また、当該公文書に含まれる、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容及び診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがあることから非開示情報に該当する。

(4) 本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書

当該文書に含まれる、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容および診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関

わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがあることから非開示情報に該当する。

また、本件処分時に係争中の訴訟事案であり、県の訴訟に関する意思決定、それに係る弁護士からの意見・助言が含まれており、公にすると訴訟の方針等を相手に知られることになり、県の訴訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、訴訟に関する文書は非開示情報に該当する。

(5) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書

当該文書に含まれる、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容および診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがあることから非開示情報に該当する。

また、本件処分時に確定した証拠保全であり、県の訴訟に関する意思決定、それに係る弁護士からの意見・助言が含まれており、公にすると訴訟の方針等を相手に知られることになり、県の訴訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、訴訟に関する文書は非開示情報に該当する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質及び内容について

本件公文書は、その性質により、「民事調停に係る公文書」、「両親との面談結果に係る公文書」、「事故調査委員会に係る公文書」及び「民事訴訟に係る公文書」に分類することができる。個々の文書の性質は次のとおりであり、内容は別表3のとおりである。

ア 民事調停に係る公文書

民事調停に係る公文書とは、実施機関が当事者となった民事調停に関し作成取得された文書である。本件公文書のうち民事調停に係る公文書は、別表2に掲げた番号18ないし20及び23ないし28の9文書である。

(ア) ご通知（番号18）

ご通知は、調停の申立人の代理人弁護士から実施機関あての通知である。

(イ) 弁護士の受任通知について（番号19）

弁護士の受任通知については、患者の弁護士による代理人受任について院内に報告した文書である。

(ウ) 調停期日呼出状（番号20）

調停期日呼出状は、裁判所が実施機関に対して調停期日に出頭するよう求める通知である。

(エ) 調停の結果（番号23ないし27）

調停の結果は、調停に出席した実施機関の職員が調停の内容を記録した文書である。

(オ) 調停調書（番号28）

調停調書は、当事者間で調停が成立したため、裁判所が作成した文書である。

イ 両親との面談結果に係る公文書

両親との面談結果に係る公文書は、患者の両親との面談及び父親との電話での交渉について記録された文書であり、別表2に掲げた番号5及び6の2文書である。

ウ 事故調査委員会に係る公文書

事故調査委員会に係る公文書は、医療事故に関する事実経過の把握、原因分析、今後の対応策等を話し合うため設置された事故調査委員会の開催通知及び議事録であり、別表2に掲げた番号4、7ないし13、15ないし17、21及び22の13文書である。

エ 民事訴訟に係る公文書

民事訴訟に係る公文書とは、実施機関が当事者となった民事訴訟に関し作成取得した文書である。本件公文書のうち民事訴訟に係る公文書は、別表2に掲げた番号1ないし3及び14の4文書である。

(ア) 証拠保全関係（番号1及び14）

証拠保全関係には、証拠保全決定、静岡県立こども病院への連絡について（依頼）、借用方依頼、期日呼出状、証拠保全申立書、疎明方法として提出された文書が含まれている。

証拠保全決定は、民事訴訟法第234条により証拠保全のため証拠調べをする旨の裁判所の決定である。

静岡県立こども病院への連絡について（依頼）は、裁判所書記官から実施機関の職員あてにされた証拠保全申立事件の証拠調べの連絡の依頼である。

借用方依頼は、裁判所書記官から実施機関あてにされた証拠保全申立事件の証拠調べのための部屋等の借用の依頼である。

期日呼出状は、民事訴訟法第240条により、裁判所が実施機関に対して証拠保全申立事件の証拠調べ期日に出頭するよう求める通知である。

証拠保全申立書は、申立人が民事訴訟法第234条により証拠保全の申立をするために裁判所へ提出した文書である。証拠保全申立書の記載事項については、民事訴訟規則第153条第2項で規定されている。

(イ) 口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状（番号2）

口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状には、訴状、証明方法として提出された文書が添付されている。

口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状は、裁判所が実施機関に対して口頭弁論期日の呼出及び答弁書提出の催告を行う文書である。

訴状は、原告が民事訴訟法第133条第1項により訴えを提起するために裁判所へ提出した文書である。訴状の記載事項については、同条第2項で規定され

ている。

(ウ) 指定代理人の指定について（番号3）

指定代理人の指定について及び指定代理人指定書は、訴訟の指定代理人を指定し、裁判所へ通知するために作成した文書である。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、民事調停に係る公文書については条例第7条第1号及び第2号を、両親との面談結果に係る公文書については条例第7条第2号を、事故調査委員会に係る公文書については条例第7条第2号及び第5号を、民事訴訟に係る公文書については条例第7条第2号及び第6号を非開示の根拠としている。

なお、実施機関は、本件処分においては、民事訴訟に係る公文書のうち本件処分時に確定していた訴訟に係る公文書については、条例第17条第1項を非開示の根拠としていたが、意見書において主張を変更している。

条例第7条第1号は、「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報と規定している。

また、条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

また、条例第7条第5号は、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、「次に掲げるおそれ」としてアからオの5つを例示しているが、イとして「契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

以下、公文書ごとに非開示情報に該当するかについて検討する。

ア 民事調停に係る公文書

条例第7条第1号は、法令の規定により公にすることができないと認められる情報を非開示情報と規定しているので、民事調停に係る公文書に記載された情報がこれに該当するか検討する。

民事調停の手續について、民事調停規則第10条は、「調停の手續は、公開しない。」と規定しており、非公開である。また、記録の閲覧について、第23条は、「当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の交付を求めることができる。」と規定しているので、当事者又は利害関係人以外の者は記録の閲覧をすることはできない。このように非公開で行われ、記録の閲覧が当事者又は利害関係人に限定されている手續に関する情報は、法令の規定により公にすることができないとされているといえる。

したがって、民事調停に係る公文書に記載された情報は、条例第7条第1号に該当し、非開示とすべきである。

イ 両親との面談結果に係る公文書

両親との面談結果に係る公文書は、病院と患者の両親との交渉に関する記録であり、個人を識別しうる住所、氏名のほか、家庭内の事情等極めて機微にわたる私的な情報である。

したがって、これらの情報は、個人を識別する部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

ウ 事故調査委員会に係る公文書

事故調査委員会に係る公文書とは、医療事故調査委員会を開催するため各委員に送付された通知、その審議内容について実施機関が作成した議事録及び審議資料である。

(ア) 日時及び場所

日時及び場所は、医療事故等調査委員会が開催された日時及び場所である。これらを公にしたとしても、委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第7条第5号に該当しないため、開示すべきである。

(イ) 出席者の職及び氏名

出席者の職及び氏名は、医療事故等調査委員会に出席した静岡県立こども病院の職員の職及び氏名である。出席者は、委員及び委員以外の職員から構成されており、委員以外の職員とは、医療事故等に関与した担当医師及び担当看護師である。

委員の職及び氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別する

ことができるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第2号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

委員以外の職員についても、公務員の職務の遂行に係る情報であるという点では委員と同様である。しかし、職及び氏名を他の情報と照合することによって患者個人を識別することができるおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(ウ) 患者氏名

患者氏名は、静岡県立こども病院の患者の氏名である。これは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

(エ) 議事内容及び審議資料

議事内容及び審議資料には、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する出席者の発言等が記載されており、これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。

したがって、これらの情報は、個人を識別する部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

エ 民事訴訟に係る公文書

本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書に記載された情報は、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

しかし、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書に記載された情報は、すでに判決が確定している以上、一般的には当該訴訟に関する県の地位を不当に害することはないため、条例第7条第6号には該当しない。

次に、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書に記載された情報が、条例第7条第2号に該当するか検討する。

なお、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書とは、別表3エ(ア)の証拠保全関係に係る公文書である。

(ア) 患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名並びに担当医師及び看護師の氏名

患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間並びに遺族の住所及び氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、担当医師及び看護師の氏名についても、他の情報と照合することによって患者個人を識別することができるおそれがある。

したがって、患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名並びに担当医師及び看護師の氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

(イ) 事件番号

事件番号は、裁判所において事件ごとに割り当てる番号である。この番号だけでは特定の個人を識別することはできないが、この番号をもとに民事訴訟法第91条によって訴訟記録を閲覧すれば、特定の個人を識別することができるため、事件番号は、条例第7条第2号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、個人識別情報であると認められる。

次に、同号ただし書について検討すると、事件番号は、口頭弁論期日に裁判所において掲示されるものであるが、当該期日に裁判所にいた者だけが知りうる情報であり、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、事件番号は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(ウ) 別表4の内容欄に記載した情報

別表4の内容欄に記載した情報は、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する情報が記載されており、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。

したがって、これらの情報は、個人を識別する部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(エ) 上記(ア)、(イ)及び(ウ)以外の情報

上記(ア)、(イ)及び(ウ)以外の情報は、条例第7条第2号に該当しないため、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

文書名	開示すべき部分
証拠保全決定	標題、決定文、主文、日付、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明、書記官の所属・職・氏名・印影、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、検証先の郵便番号・住所・名称、保全目録（患者の氏名・生年月日・診療期間を除く。）
静岡県立こども病院への連絡について（依頼）	日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、相手方の名称
借用方依頼	相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、日時、場所
期日呼出状	相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、期日、場所
証拠保全申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、送達先の郵便番号・住所・名称、申立の趣旨（患者の氏名・生年月日・診療期間を除く。）、疎明方法、附属書類、保全目録（患者の氏名・生年月日・診療期間を除く。）

別表 2

(1) 患者Aに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
1	平成 13 年 9 月 7 日	証拠保全関係	証拠保全決定、静岡県立こども病院への連絡について（依頼）、借用方依頼、期日呼出状、証拠保全申立書、疎明方法（陳述書）
2	平成 14 年 7 月 29 日	口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状	訴状、証明方法（死亡届、戸籍謄本、医学書、預金金利、陳述書）
3	平成 14 年 8 月 8 日	指定代理人の指定について	
4	平成 16 年 5 月 24 日	事故調査委員会開催通知	

(2) 患者Bに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
5	平成 16 年 3 月 1 日	両親との面談結果	

		について	
6	平成 16 年 2 月 24 日	父親からの電話聴取記録	
7	平成 16 年 3 月 30 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	
8	平成 16 年 4 月 14 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	
9	平成 16 年 4 月 20 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	
10	平成 16 年 4 月 27 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	
11	平成 16 年 5 月 20 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	
12	平成 16 年 11 月 9 日	事故調査委員会開催通知及び議事録	

(3) 患者Cに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
13	平成 16 年 1 月 9 日	病院局・県立総合病院・こども病院協議会議事録	
14	平成 16 年 1 月 22 日	証拠保全関係	期日呼出状、静岡県立こども病院への連絡について（依頼）、借用方依頼、証拠保全決定、証拠保全申立書、疎明方法（診断書、母子手帳、戸籍謄本、陳述書）

(4) 患者Dに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
15	平成 16 年 4 月 26 日	事故調査委員会	
16	平成 16 年 5 月 6 日	事故調査委員会	
17	平成 16 年 9 月 22 日	事故調査委員会	

(5) 患者Eに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
18	平成 15 年 7 月 29 日	ご通知	

19	平成 15 年 11 月 11 日	弁護士を受任通知 について (報告)	
20	平成 16 年 1 月 13 日	調停期日呼出状	調停申立書
21	平成 16 年 2 月 3 日	事故調査委員会開 催結果報告	
22	平成 16 年 1 月 27 日	事故調査委員会資 料	
23	平成 16 年 2 月 26 日	第 1 回調停結果に ついて (報告)	準備書面
24	平成 16 年 4 月 13 日	第 2 回調停結果に ついて (報告)	答弁書
25	平成 16 年 6 月 21 日	第 3 回調停結果に ついて (報告)	
26	平成 16 年 7 月 26 日	第 4 回調停結果に ついて (報告)	準備書面
27	平成 16 年 11 月 18 日	第 6 回調停結果に ついて (報告)	調停進行経過報告書
28	平成 16 年 11 月 16 日	調停調書	

別表 3

ア 民事調停に係る公文書

文書名	内容
ご通知 (番号 18)	標題、日付、相手方の住所・職・氏名、申立人代理人の住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、本文
弁護士を受任通知について (報告) (番号 19)	日付、申立人及び法定代理人の氏名、申立人代理人の職・氏名、相手方代理人の住所・職・氏名・印影、標題、本文、経緯
調停期日呼出状 (番号 20)	事件番号、標題、申立人及び法定代理人の氏名、相手方の名称、主文、出頭日時、通知日、書記官の所属・氏名、相手方代表者の氏名、調停の概略
調停申立書	標題、日付、裁判所の名称、申立人代理人の郵便番号・住所・職・氏名・印影・電話番号・ファクス番号、申立人及び法定代理人の郵便番号・住所・氏名、相手方の郵便番号・住所・名所、相手方代表者の職・氏名、申立の価額、ちょう用印紙額、申立の趣旨、紛争の要点、付属書類
調停の結果 (番号 23 ないし 27)	日時、場所、出席者、内容、今後の対応、調停進行経過報告
準備書面	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、標題、日付、裁判所の名称、申立代理人の職・氏名・印影、本文

答弁書	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、標題、日付、裁判所の名称、相手方代理人の職・氏名・印影、経緯
調停進行経過報告書	標題、日付、宛先、相手方代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、本文
調停調書（番号28）	標題、事件番号、調停期日、場所、裁判官の氏名、調停委員の氏名、書記官の氏名・印影、手続の要領等、当事者の表示並びに出頭状況、申立ての表示、調停条項

イ 両親との面談結果に係る公文書

文書名	内容
両親との面談結果（番号5）	日時、出席者、面談内容
父親からの電話聴取記録（番号6）	日時、父親の氏名、電話聴取の内容

ウ 事故調査委員会に係る公文書（番号4、番号7ないし13、番号15ないし17、番号21及び22）

文書名	内容
事故調査委員会開催通知	日時、場所、議題
議事録	日時、場所、出席者、患者氏名、議事内容、審議資料

エ 民事訴訟に係る公文書

(ア) 証拠保全関係（番号1及び14）

文書名又は類型	内容
証拠保全決定	事件番号、標題、決定文、主文、日付、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明、書記官の所属・職・氏名・印影、申立人及び法定代理人の郵便番号・住所・氏名、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、検証先の郵便番号・住所・名称、保全目録
静岡県立こども病院への連絡について（依頼）	日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、事件番号、申立人の氏名、相手方の名称
借用方依頼	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、日時、場所
期日呼出状	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、期日、場所
証拠保全申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、申立人及び法定代理人の郵便番

	号・住所・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、送達先の郵便番号・住所・名称、申立の趣旨、申立の理由、疎明方法、附属書類、保全目録
証拠保全申立書に添付された疎明方法	診断書、母子手帳、戸籍謄本、陳述書

(イ) 口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状（番号2）

文書名又は類型	内容
口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状	事件番号、原告の氏名、被告の名称、標題、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影・電話番号・ファクス番号、本文
訴状	標題、宛先、日付、訴訟代理人の職・氏名・印影、原告の郵便番号・住所・氏名、訴訟代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、被告の郵便番号・住所・名称及び代表者の職・氏名、送達先の郵便番号・住所・名称、訴訟物の価額、貼用印紙額、請求の趣旨、請求の原因、証明方法、附属書類
訴状に添付された証明方法	死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、医学書、預金金利、陳述書

(ウ) 指定代理人の指定について（番号3）

文書名	内容
指定代理人の指定について	日付、宛先、差出人、標題、本文、事件番号、担当者の所属・氏名・電話番号、指定代理人指定書

別表4

文書名又は類型	内容
証拠保全申立書	申立の理由
証拠保全申立書に添付された疎明方法	診断書、母子手帳、戸籍謄本、陳述書

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 9 月 15 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	審議	第 183 回
平成 18 年 4 月 19 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 4 月 24 日	審議、実施機関の意見を聴取した。	第 184 回
平成 18 年 5 月 18 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 5 月 29 日	審議	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	審議、異議申立人の意見を聴取した。	第 186 回
平成 18 年 7 月 31 日	審議	第 187 回
平成 18 年 8 月 28 日	審議	第 188 回
平成 18 年 9 月 22 日	審議	第 189 回
平成 18 年 10 月 30 日	審議	第 190 回
平成 18 年 11 月 21 日	審議	第 191 回
平成 18 年 12 月 21 日	審議	第 192 回
平成 19 年 1 月 22 日	審議	第 193 回
平成 19 年 2 月 20 日	審議	第 194 回
平成 19 年 3 月 26 日	審議	第 195 回

平成 19 年 4 月 23 日	審議	第 196 回
平成 19 年 5 月 28 日	審議	第 197 回
平成 19 年 6 月 25 日	審議	第 198 回
平成 19 年 7 月 23 日	審議 (答申)	第 199 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等 (氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 183 回～第 190 回、 第 193 回～第 199 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 183 回～第 186 回、 第 188 回、第 190 回～ 第 194 回、第 196 回～ 第 199 回
小 野 森 男	弁護士	第 183 回～第 199 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会会長	第 183 回～第 199 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 183 回～第 199 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 183 回、第 185 回～ 第 199 回